

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

### (連結会計年度等の開示対象期間に係る経過措置)

第二条 この告示による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下「新告示」という。）第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新告示第四条において読み替えて適用する新告示第三条第一項及び第六項並びに新告示第四条において適用する新告示第三条第七項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項において同じ。）に係る事項について適用し、適用日前に終了した半期に係る事項については、なお従前の例による。

3 新告示第五条第一項第十四号及び第十五号並びに第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る

事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。